	二　最大高潮時海岸線と千葉県南房総市野島埼灯台正南の線との交点	
	ホ　千葉県南房総市野島埼灯台正南三十海里の点	
	ヘ　北緯三十度十五秒東経百四十六度五十九分四十七秒の点	
東シナ海等かじき等流し網漁業	東経百二十七度五十九分五十二秒の線以西の日本海及び東シナ海の海域	
北太平洋さんま漁業	北緯三十四度五十四分六秒の線以北、東経百三十九度五十三分十八秒の線以東の太平洋の海域（オホーツク海及び日本海の海域を除く。）	
ずわいがに漁業	一　新潟県と富山県との最大高潮時海岸線における境界点正北の線（以下この表において「甲線」という。）以西の日本海の海域	十一月六日から翌年三月二十日まで
	二　甲線以東の日本海の海域のうち、北緯四十一度二十分九秒の線以南の海域	十月一日から翌年五月三十一日まで
	三　甲線以東の日本海の海域のうち、北緯四十一度二十分九秒の線以北の海域	十一月一日から翌年四月三十日まで
	四　北海道稚内市宗谷岬突端から樺太西能登呂岬突端に至る線以東のオホーツク海の海域（東経百四十八度五十九分四十一秒の線以西の北緯五十三度三十分五秒の線、北緯五十三度三十分五秒東経百四十八度五十九分四十一秒の点から北緯四十六度九秒東経百四十八度五十九分四十三秒の点に至る直線及び東経百四十八度五十九分四十三秒の線以東の北緯四十六度九秒の線から成る線以南の海域に限る。）	十月十六日から翌年六月十五日まで
	五　青森県下北郡東通村尻屋埼突端から正東の線と千葉県南房総市野島埼突端から正東の線との両線間における太平洋の海域	十二月十日から翌年三月三十一日まで
日本海べにずわいがに漁業	次に掲げる海域以外の日本海の海域 一　北緯四十一度二十分九秒の線以北の我が国の排他的経済水域、領海及び内水	